

# 既存建築物等の建築基準法適合状況調査業務手数料規程

岡山県建築住宅センター株式会社

## (趣旨)

第1条 この規程は、岡山県建築住宅センター株式会社(以下「センター」という。)が別に定める既存建築物等の建築基準法適合状況調査(以下「法適合状況調査」という。)業務規程(以下「規程」という。)に基づく法適合状況調査業務に係る手数料(以下「手数料」という。)について必要な事項を定める。

## (法適合状況調査依頼に関する手数料)

第2条 規程第7条4項に規定する手数料は、別に定める手数料一覧表及び別途見積の額とし、消費税を含むものとする。

## (建築設備及び工作物に関する法適合状況調査手数料)

第3条 規程第5条に規定する対象建築物等のうち、建築設備及び工作物の手数料の額は、見積額とする。

## (手数料の特例)

第4条 前条までに規定する手数料は社長が特に必要と判断する場合、減額又は割増できるものとする。

## (再交付手数料)

第5条 センターが法適合状況調査報告書を再交付する場合の手数料は、1通につき5,000円に消費税を加えた額とする。

## 附 則

この規程は、平成30年11月1日から施行する。

この規程は、令和元年10月1日から改正する。

この規程は、令和5年7月1日から改正する。